令和四年一月現在

久喜市区域指定図　都市計画法第34条第12号に基づく区域

浸水ハザードエリア重ね図

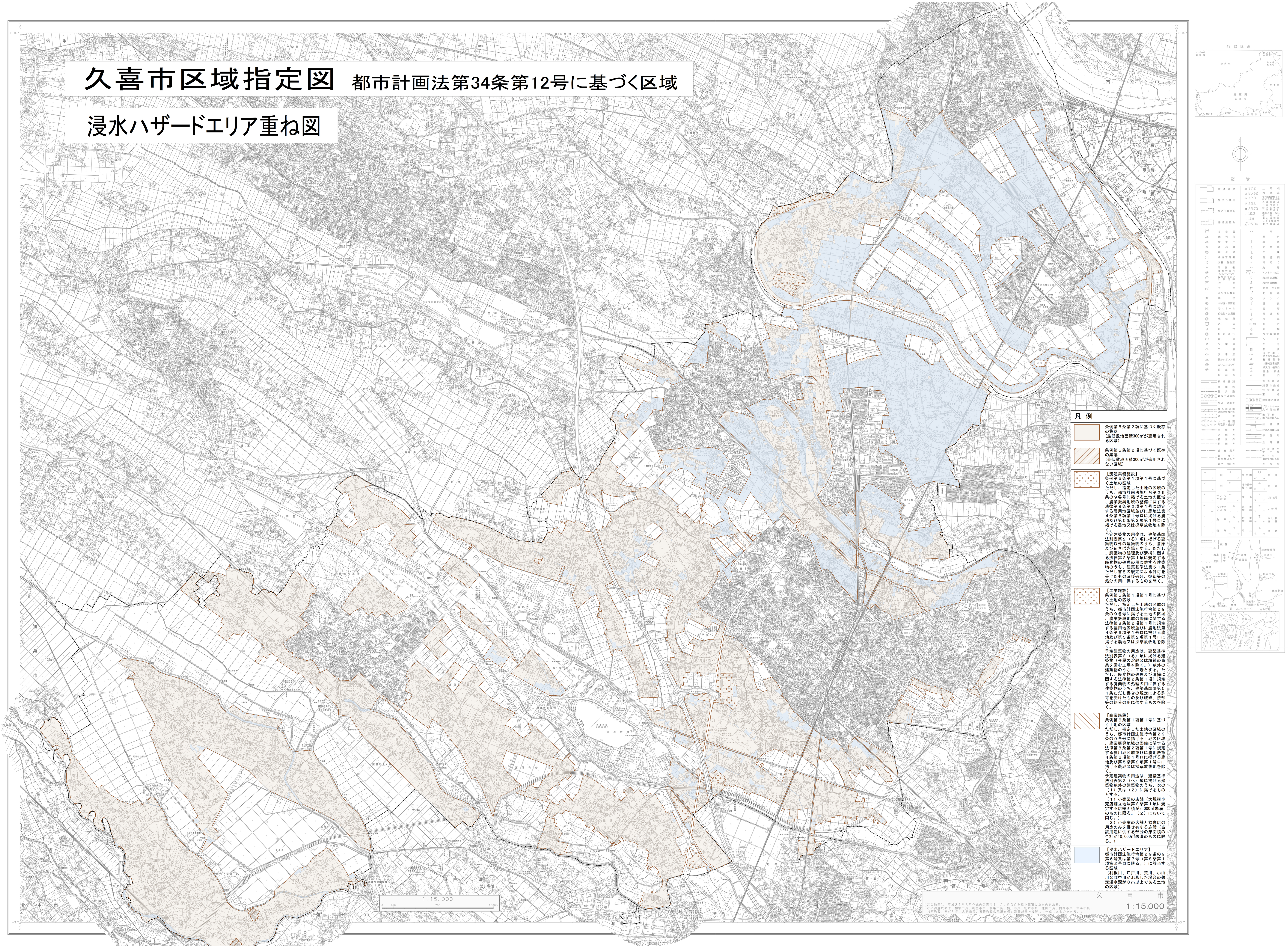

凡例

□	条例第５条第２項に基づく既存の集落 (最低敷地面積300㎡が適用される区域)
▨	条例第５条第２項に基づく既存の集落 (最低敷地面積300㎡が適用されない区域)
○	【流通業務施設】 条例第５条第１項第１号に基づく土地の区域 ただし、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第２９条の９各号に掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号に規定する農用地区域並びに農地法第４条第６項第１号ロに掲げる農地及び第５条第２項第１号ロに掲げる農地又は採草放牧地を除く。 予定建築物の用途は、建築基準法別表第２（る）項に掲げる建築物以外の建築物のうち、倉庫及び荷さばき場とする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第１項に規定する廃棄物の処理の用に供する建築物のうち、建築基準法第５１条ただし書きの規定による許可を受けたもの及び破砕、焼却等の処分の用に供するものを除く。
△	【工業施設】 条例第５条第１項第１号に基づく土地の区域 ただし、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第２９条の９各号に掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号に規定する農用地区域並びに農地法第４条第６項第１号ロに掲げる農地及び第５条第２項第１号ロに掲げる農地又は採草放牧地を除く。 予定建築物の用途は、建築基準法別表第２（る）項に掲げる建築物（金属の溶融又は精錬の事業を営む工場を除く。）以外の建築物のうち、工場とする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第１項に規定する廃棄物の処理の用に供する建築物のうち、建築基準法第５１条ただし書きの規定による許可を受けたもの及び破砕、焼却等の処分の用に供するものを除く。
▧	【商業施設】 条例第５条第１項第１号に基づく土地の区域 ただし、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第２９条の９各号に掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号に規定する農用地区域並びに農地法第４条第６項第１号ロに掲げる農地及び第５条第２項第１号ロに掲げる農地又は採草放牧地を除く。 予定建築物の用途は、建築基準法別表第２（へ）項に掲げる建築物以外の建築物のうち、次の（１）又は（２）に掲げるものとする。 （１）小売業の店舗（大規模小売店舗立地法第２条第１項に規定する店舗面積が3,000㎡未満のものに限る。（２）において同じ。） （２）小売業の店舗と飲食店の用途のみを併せ有する施設（当該用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡未満のものに限る。）
🟦	【浸水ハザードエリア】 都市計画法施行令第２９条の９第６号又は第７号（第８条第１項第２号ロに限る。）に該当する区域 （利根川、江戸川、荒川、小山川又は中川が氾濫した場合の想定浸水深が３ｍ以上である土地の区域）

久　喜　市

「この地図は、平成３１年３月作成の久喜市１／２，５００を縮小編纂したものである。」
「この測量成果は、加須市長、羽生市長、鴻巣市長、桶川市長、北本市長、蓮田市長、白岡市長、幸手市長、杉戸町長、宮代町長、古河市長、五霞町長の承認を得て測量成果を複製して作成したものである。」

1:15,000